



政府統計

報道関係者 各位

令和元年 10 月 21 日

【照会先】

&lt; 毎月勤労統計調査関係 &gt;

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 瀧原 章夫

室長補佐 村木 幸広

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

&lt; 雇用保険関係 &gt;

職業安定局 雇用保険課

課長 松本 圭

推進官 宮下 雅行

課長補佐 小林 孔

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5135)

(直通電話) 03(3502)6771

&lt; 労災保険関係 &gt;

労働基準局 労災管理課

課長 田中 仁志

課長補佐 小林 洋介

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5591)

(直通電話) 03(3502)6292

## 大阪府において判明した「毎月勤労統計調査」を担当する統計調査員による不適切な事務処理事案を踏まえた全国点検の結果について

標記につきまして、以下のような事実が確認されました。

今後、こうした事態が生じることのないよう、コンプライアンスチェック（調査員の業務の履行状況を国等が事業所に対して確認する取組）の実施などに取り組むとともに、保険給付への影響については、適切に対応してまいります。

### 1 事案の概要

令和元年 8 月 22 日に、大阪府において「毎月勤労統計調査」を担当する 2 名の統計調査員が不適切な事務処理を行っていた旨の報告があり、集計結果の訂正を 8 月 26 日に公表するとともに、大阪府の事案を踏まえ、同日、大阪府を除く全ての都道府県に対して同様の事案がないか点検を依頼しました。

今般、全国点検の結果、45 都道府県からは適切に事務処理が行われているとの報告がありましたが、奈良県において 1 名の統計調査員が不適切な事務処理を行っていた旨の報告がありました。

(奈良県からの報告の概要)

- ・毎月勤労統計調査に従事する統計調査員 1 名が、調査対象事業所への聞き取りを行うことなく調査票を作成し、提出していた。
- ・具体的には、調査当初は、事業所へ調査して調査票を作成したが、途中から、事業所に聞き取りを行うことなく、前月の調査結果を用いるなどの不適切な方法により調査票を作成した。
- ・不適切な処理が確認された期間は平成 30 年 8 月分～令和元年 8 月分、不適切な処理が確認された事業所数は、当該調査員が担当した 7 事業所中 3 事業所。

なお、詳細については、奈良県のホームページをご確認下さい。

(<http://www.pref.nara.jp/53834.htm>)

(備考) 毎月勤労統計調査は、都道府県の法定受託事務として実施されており、5人以上規模事業所を調査対象としています。そのうち、5～29人規模事業所は、各都道府県知事が任命した統計調査員が、当該知事の指揮監督を受けて、毎月、事業所の労働時間や賃金等を調査しています。

(全国で約 18,000 事業所)

## 2 集計結果の訂正

主な集計結果の訂正は、別紙のとおりです。

平成 30 年 8 月分～令和元年 7 月分におけるそれ以外の訂正については、10 月 23 日（水）公表の令和元年 8 月分結果確報公表時に、e-Stat に掲載します。

## 3 保険給付への影響及び対応

大阪府における不適切な事務処理を踏まえた訂正（平成 26 年 1 月分～令和元年 5 月分）と今般の訂正（平成 30 年 8 月分～令和元年 7 月分）を受けた雇用保険、労災保険、船員保険の給付への影響は以下のとおりです。

また、現行の労災保険や雇用保険のスライド率等についても、適正なものとする必要があり、所要の準備が整い次第対応する予定です。

### 【雇用保険】

- ・ 追加給付が必要となる方はいません。
- ・ 現行の保険給付について、賃金日額の上限の一部について、下方修正が必要となり、現時点では、令和元年 8 月以降に基本手当等を受給した 45 歳から 59 歳までの受給者の一部（約 1.9 万人）に一人平均日額 5 円の引下げが生じる見込みです。賃金日額の上限の改正については、所要の準備が整い次第、令和 2 年 3 月から適用できるように措置します。なお、適用前にお支払いした分については、回収は行いません。

### 【労災保険】

- ・ 平成 26 年 8 月以降の一部の労災年金スライド率に影響が出ます。
- ・ その結果として、昭和 37 年度・昭和 38 年度等に被災した労災年金受給者の一部の方について、過去にお支払いした額について追加給付が必要となります。その影響を概算すると、600～700 人程度、一人当たり総額は平均 150 円程度、対象の方全体の追加給付の総額は 10 万円程度の見込みです。

個々の受給者の追加給付分については、所要の準備を整えて再計算し、対象者・給付額を具体的に特定する作業が必要であり、今年度中に対象者の方にお知らせを開始できるよう準備を進めてまいります。

- ・ 現行の保険給付について、スライド率の一部について、下方修正が必要となり、現時点では、昭和 55 年度以前に被災した労災年金受給者の一部（約 2 万人）について、一人平均月額 50 円程度の引き下げが生じる見込みです。スライド率の改正については、所要の準備が整い次第、12 月・1 月分（令和 2 年 2 月支払）から適用できるように措置します。

なお、現在お支払いしている労災年金給付の額が不足している方はいません。

### 【船員保険】

- ・ 追加給付や現行の保険給付額の変更が必要となる方はいません。

#### 4 ご相談窓口

★雇用保険追加給付問い合わせ専用ダイヤル 0120-952-807

★労災保険追加給付問い合わせ専用ダイヤル 0120-952-824

受付時間 平日 8：30～20：00

土日休 8：30～17：15

※全国どこからでも通話料無料でお電話いただけます。

ご相談の期限は、当面、設けません。

## 主な集計結果

調査産業計 事業所規模5人以上 就業形態計

### 【実数】

現金給与総額 (円)

	誤	正	差
平成30年 12月	565,781	565,789	8
平成31年 1月	272,127	272,135	8
2月	264,570	264,578	8
3月	281,410	281,418	8
4月	276,548	276,557	9
令和元年 5月	275,190	275,198	8
6月	451,681	451,692	11
7月	374,609	374,621	12
平成30年平均	323,546	323,547	1
平成30年度平均	322,690	322,692	2

きまって支給する給与 (円)

	誤	正	差
平成30年 12月	265,161	265,166	5
平成31年 1月	259,475	259,483	8
2月	261,166	261,174	8
3月	263,051	263,059	8
4月	266,929	266,938	9
令和元年 5月	262,816	262,824	8
6月	265,414	265,422	8
7月	265,365	265,373	8
平成30年度平均	264,240	264,242	2

所定内給与 (円)

	誤	正	差
平成30年 12月	244,852	244,857	5
平成31年 1月	240,257	240,264	7
2月	241,444	241,451	7
3月	242,943	242,950	7
4月	246,443	246,451	8
令和元年 5月	243,128	243,135	7
6月	245,846	245,854	8
7月	245,794	245,802	8
平成30年度平均	244,387	244,389	2

所定外給与 (円)

	誤	正	差
平成31年 1月	19,218	19,219	1
2月	19,722	19,723	1
3月	20,108	20,109	1
4月	20,486	20,487	1
令和元年 5月	19,688	19,689	1

特別給与 (円)

	誤	正	差
平成30年 12月	300,620	300,623	3
令和元年 6月	186,267	186,270	3
7月	109,244	109,248	4
平成30年平均	58,976	58,977	1

総実労働時間 (時間)

	誤	正	差
平成31年 1月	130.2	130.3	0.1

所定内労働時間 (時間)

	誤	正	差
平成31年 1月	120.0	120.1	0.1

当月末労働者数 (人)

	誤	正	差
平成30年 8月	50,025,960	50,025,959	-1
9月	49,999,564	49,999,565	1
10月	50,073,570	50,073,571	1
11月	50,191,248	50,191,249	1
12月	50,318,285	50,318,294	9
平成31年 1月	50,301,748	50,301,744	-4
2月	50,243,172	50,243,086	-86
3月	49,930,353	49,930,349	-4
4月	50,550,618	50,550,616	-2
令和元年 5月	50,698,675	50,698,678	3
6月	50,863,140	50,863,166	26
7月	51,000,177	51,000,219	42
平成30年平均	49,812,763	49,812,764	1
平成30年度平均	50,053,237	50,053,230	-7

### 【指数、前年同期比】

所定内労働時間指数

	誤		正	
	指数	前年同期比	指数	前年同期比
平成31年 1月	89.9	-2.7	90.0	-2.6

## (参考) 大阪府事案による訂正前公表値と大阪府及び奈良県事案による訂正後公表値

調査産業計 事業所規模5人以上 就業形態計

### 【実数】

きまって支給する給与 (円)

	誤	正	差
平成25年度平均	261,912	261,913	1
平成26年度平均	262,322	262,325	3
平成27年度平均	260,808	260,800	-8
平成28年度平均	261,351	261,345	-6
平成29年度平均	262,869	262,873	4
平成30年度平均	264,247	264,242	-5